

の頃ほひ、京の圓光寺の長老、故有て近江に塾居の時分、近江の景を瀟湘の八景の題を用ひて摸しなされ候を、時の堂上衆歌も候ひしが、これ近江八景とか申ものに候夫より此かた、國郡はさておき、當時大名旗本衆之の別業山莊等に、八景のなきは一所もなきやうになり來り、ここかしこより詩など心得候ものにはその詩歌など心得候人には、その歌望まれ候事むなしからず候、異國にて八景と名づけ候にも、十も二十も候、八ツに限るべからぬ事、或は詠と云ひ、或は勝といひ、境といひ、絶と云のごとき、其名も其數も定まらぬこと勿論に候、しかるに本邦の世俗、景として夜雨秋月ならぬなく、歸帆落雁ならぬなく候は、あまりに不雅なる事にや、中國の人は申に及ばず、朝鮮の者の見及び候ても、いかに日本の景はこれに限り候歟とも申べく候、又日本の景、皆々瀟湘の奴隸に候なども、申ほこり候べく候歟、これによりて、老拙○新井君美はわかきより其詩はなく候、○中略

十一月十三日

〔近江國輿地志略五〕湖水

琵琶湖八景あり、呼て近江八景といふ、何人の名づけしことをまらさず、西土瀟湘の八景に比すといへり、なんぞ八景のみに止らんや、千万の佳景また其中にこもれり、琵琶湖八景といふは、

勢田夕照 石山秋月 粟津晴嵐 比良暮雪 唐崎夜雨 壱田落雁 三井晚鐘 矢橋歸帆

江陽日記曰、明應九年八月十三日、近衛政家公同尙通公父子、佐々木高頼の招請によつて、近江に淹留日を歴にけり、此時政家公八詠あり、

勢多夕照 露時雨もる山遠くすぎ來つ、夕日のわたる勢多の長はし

石山秋月 石山やにほのうみてる月影は明石も須磨もほかならぬかは

粟津晴嵐 雲はらふ嵐につれて百船も千舟も浪の粟津にぞよる